

香川県立保健医療大学大学院 博士後期課程 出願資格審査規程

(趣旨)

第1条 本規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「本学大学院」という。）が学校教育法施行規則第156条第7号に定める入学資格審査（以下「出願資格審査」という。）を行うために必要な事項を定める。

(審査の方法)

第2条 出願資格の審査については、審査を申請した者（以下「申請者」という。）から提出された別に定める書類（以下「審査書類」という。）に基づき、申請者の学修歴とともに、原則として、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師又は薬剤師等の国家資格者としての実務経験及び研究業績が、修士学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力と認められる者であるかどうかを総合的に判断する。

(申請受付期間)

第3条 出願資格審査に係る申請の受付期間は、本学大学院の入学試験の出願受付開始前で本学が指定する期間とする。

(審査委員会の設置)

第4条 出願資格審査を行うために、香川県立保健医療大学大学院出願資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の組織)

第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 研究科長
 - (3) 看護学専攻長
 - (4) 臨床検査学専攻長
 - (5) 大学大学院の専任教員の中から学長が指名した看護学専攻2人又は臨床検査学専攻2人
 - (6) 入試委員長
- 2 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は学長をもって充て、副委員長は研究科長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審査委員会の会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(審査の基準)

第7条 審査委員会による出願資格審査は、審査書類を用いて、別に定める基準に基づいて行う。

2 前項の審査は、申請者ごとに個別に行う。

(出願資格認定)

第8条 研究科委員会は、審査委員会の審査結果を受け、当該申請者の本学大学院への出願資格の認定の可否を審議する。

2 学長は、前項の審議結果を参酌して認定の可否を決定し、速やかに当該申請者に通知する。

3 前項の通知は、当該申請者に対する文書の交付によって行う。

(出願資格の再審査)

第9条 前条第2項において認定可と決定された者について、審査書類の内容に虚偽記載があることが判明した場合には、審査委員会はあらためて出願資格審査を行う。

2 学長は、前項の審査の報告を受け、既に認定可と決定された者の出願資格の認定の可否をあらためて決定する。

(事務)

第10条 出願資格審査に関する事務は、事務局において行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、出願資格審査に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月14日から施行する。